



農山村社会と開発プロジェクト—インドネシア・ミンカバウ社会にやって来たダム開発

米倉 等

西スマトラのミンカバウ社会に関わってきた筆者にとって、同地はいわばわがテリトリーのような気分である。このミンカバウの地に一九九〇年代の初め、ダムと水力発電所ができることになった。それは、スマトラのリオウおよび西スマトラの二州にまたがるカンバル川上流のコタバングン地域に建設された水力発電プロジェクトである。その建設によって、水位八五メートル（標高）の人造湖が誕生、水没面積は実に一二四平方キロメートル、移転対象世帯は四九八六世帯（うちリオウ側八カ村四一五二世帯、西スマトラ側二カ村七三四世帯）にのぼり、この地域ではかつてない巨大プロジェクトであった。また当地は、スマトラ象の棲息地であることから人間のみならず象の移転も必要となり、自然保護、動物保護という点からも注目された。

筆者が予想したとおり、プロジェクトはもめた。その顛末は日本も関わっていたので、当時一九九一年頃の新聞雑誌など読んでいただければわかる。しかしその後、この話は日本人の記憶からほとんど消えてしまったようである。筆者は九六年にこの地

を訪れる機会があった。やや旧聞をほじくり返すようだが、考えさせられる点が多かった。開発プロジェクトそのものもさることながら、むしろプロジェクトの影響に曝された地域社会の問題に注目したい。

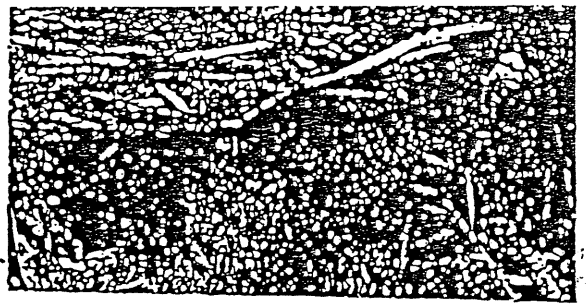
●もめた水力発電プロジェクト

プロジェクトの話が持ち上がったのは一九七〇年代末のことであった。その噂を聞き、これはやっかいなことになるだろうと感じたのは、この地域が人類学的研究対象として興味深い母系制という希なる社会だったからだ。出自集団のような強固な血縁集団のない日本社会では想像もできない社会なのである。このことを強調すると、開発問題の一般論ではなく、例外的特殊事例として片づけられてしまいうだが、特殊であるからこそ、むしろ途上国の開発と援助が本来抱える普遍的な問題や課題も見えてくるように思われる。様々な問題を大胆に整理すれば次の四点に集約されるだろう。

第一は、土地法制と慣習法（ウクム・アダット）の齟齬の問題である。コタバングンヤンをはじめ土地収用事業がまず直回する

課題は他の途上国と同様、地籍図や土地登記制度がいまだに確立していない点だ。この問題が片つかないと、地権者の確定、権利の内容やその範囲を明確にすることは難しい。このため収用事業は様々な困難を伴い、住民と推進する政府との間はひろく、住民同士で大小様々な軋轢が生じる結果となった。これは、賠償金の配分や支払い問題に跳ね返って、そのこたこたは一九九六年の年央になっても片つかないケースがかなりあった。とくに母系制に基づいた慣習法の支配的な地域であるだけに事はなおさら容易でなかった。伝統慣習とのすりあわせが難しいのである。単なる行政的、法的制度の変更で事はすまない、社会そのものが現代の成文法を受け入れる準備が進まなければならぬからだ。

第二は、行政側の世帯概念と母系制に基づいた親族組織、世帯観念の差である。この差は思わぬ問題をもたらした。移転対象世帯の確定は移住省が取り仕切る形で行われた。移転補償として世帯毎に住宅、宅地、農地が提供されたのだが、最初に作業が行われた村では、自告された移転対象世帯が



焼畑の風景 (西スマトラ、筆者撮影)

行政側の把握していたそれに比して大幅に増えてしまった。対象住民にとつては当然ともいえる反応だ。今まで一世帯だったのを二世帯に分ければ倍の家と土地が手に入る。行政側の担当者は住民に対する不信感に襲われたことであろう。しかし、母系制であることを考えれば、もともと行政的概念からは別世帯として見なされる家族が同居していたことを考慮せねばならなかった。世帯観念の違いが思わぬ困難を招いたのである。結局この作業は母系制を考慮しつつも、行政側の一様な規程が適用された。

第三は、近代農村行政と伝統的な農村リーダーらによる自治的な指導力の問題だ。伝統的なスタイルの中ではそれなりの指導力を発揮していたが、行政とのすり合わせになると住民の意向の取りまじめに支障を来した。特に全員一致の合議ムシヤワラでは、村々の代表者が行政当局と交渉する際に、代表の裁量による妥協を認めないといった事態を招いた。地元政府はこれら伝統的農村リーダーを取り込むことで事業を実施しようとしたから、住民とその代表との間に亀裂を生じやすかった。このため複数に分裂して移転した村もあった。一九八三年一月には住民代表によるダム建設を前提にした一七項目の要求が行われるなど、地域としての意思表明がその都度行われてきた。他方、日本に状況を訴えに来た二人の住民代表によれば、威嚇やごまかしのために住民の意思が歪曲されているとの主張

であった。意図的歪曲の有無についての判断は難しいが、票決によらない、ムシヤワラによる全員一致の意思決定の方法が、伝統社会の変化に比べれば遙かに急速に進められる開発事業の中で、齟齬を来していたのではないかと。全員一致となれば、利害の調整と意思の統一に要する時間と努力はどんな小さな社会集団でも並々ならぬものがあるはずだ。この問題は、インドネシア社会全体についてもいえる大きな課題である。

そして第四に、開発による新たな資源利用のシステムと慣習法上の資源管理のずれであった。母系だからといって男性に何の権利も責任もないというわけではない。母系の親族集団によつて共有されている先祖伝来の親族資産の管理は男性の役割で、集団を構成する原理が女性の、つまり母方の血のつながりということだ。ただし、水田やこの地に多い焼畑地の耕作作業は、個々の世帯あるいは夫婦単位が今では普通の姿である。山間地の焼畑地や森林となつている未利用地が共有地(タナ・ウラヤット)としてはもつとも広い。焼畑地はこの地域ではほぼ六年のうち一年しか耕作を認めず、他の五年は地力維持のために休耕することが定められていた。そのためであろう共有地としての性格が水田より強く見える。土壌など自然条件の維持のためにこのような慣習が定められていた。伝統の知恵といえよう。しかし、ゴムのような多年生の植物を植えれば(二〇一三〇年)、その土地を

長期的に占取することで、働いた夫婦の獲得財産となる。ある村では、土地収用の噂が流れてから住民は慣習法を修正し、誰でも共有地にゴムを植えられるようになった。土地に対する権利の確保をねらい、収用対象となつても補償金がもらえるということが理由であつたようだ。また筆者の見聞限りでは、新たに造られた道路周辺で土地が次々に焼き開かれ、林野と土壌管理の面で不安を抱かせる景観を呈していた。

● 伝統的慣習法と近代システム

コタパンジャンの地域で生じた様々な事態は、伝統的な慣習法の世界と近代的な法や行政システムとの齟齬からくる諸問題といえる。これら齟齬の解消は社会開発そのものともいえる。この例にとどまらず途上国の開発に伴う困難の多くは、近代法・行政システムと伝統・慣習の体系との齟齬から生じている。この問題は、被援助国、地元政府、住民の内部問題として扱われ、自ら解決すべき課題とされてきた。地元政府、住民や政府の調整努力(特に地元政府)についての援助側の認識は不十分であるところか、知らなくてよいこととされたのである。スマトラヤカリマンタンの昨今の山林火災をあわせて想起するにつけても、事はもはやそれではすまされないと、思いを抱かざるを得ない。

(よねくら ひとし/総合研究部主任調査
研究員)